

下鶴間地区(下鶴間3782番地～4271番地)及び

南林間三丁目11番17号～19号にお住まいのみなさまへ

## 住居表示実施のお知らせ

平成22年10月12日(火)から、中央林間西に住  
所が変わります。

住居表示実施地区の現地調査を、5月から実施し  
ますので、ご協力をお願いします。

下鶴間地区の住居表示につきましては、平成18年に地元自治会の皆様を中心となって、住居表示等検討委員会を発足させて以来、これまでに町名町割り案のとりまとめにご尽力いただき、昨年10月に市案として、町界町名審議会での答申を受け、今年3月の市議会の議決を経て、実施することが決定いたしました。

平成22年10月12日(火)の住居表示実施に向けて、平成22年5月下旬から、実施地区にある建物やお住まいになっている方・会社などの現地調査を実施しますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。調査方法は2ページに記載してあります。

住居表示の実施の方法及び住居表示の実施に伴う住所変更手続き等の主なものを3ページに記載してありますので、ご覧下さい。

### 住居表示実施までの予定

平成22年	5月下旬頃～	現地調査開始
	8月下旬頃～	住居番号決定通知書・資料の各戸配付
	9月中旬頃	住所変更の手続き等に関する相談会
	10月12日(火)	住居表示実施

### 《問い合わせ先》

大和市役所 街づくり計画部 街づくり計画課 都市計画担当  
電話 046-260-5443

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/shinsa/jyuukyohyouji.html>

# 現地調査の実施について

## 1 調査期間

平成22年5月下旬 ~ 6月下旬

## 2 調査対象者

住居表示実施地区にお住まいのすべての世帯、事業所等のあるすべての法人等が調査対象となります

( ) 実施地区に住民登録、外国人登録をしていない方や、法人登記をされていない事業所等も調査対象となります。

## 3 調査内容

### (1) 居住者、事業所等の調査

住居表示の実施後に、皆様が各種の住所変更手続きをしていただく際に必要となる「通知書」及び「住居の表示の変更証明書」を発行するために、次のような調査を行います。

住居表示実施予定地区にお住まいの方

住民登録、外国人登録されている住所と氏名について、表札等で確認します。確認できない場合には、直接お尋ねすることもあります。

住居表示実施予定地区に事業所等がある法人等

法人登記簿等に記載されている住所と事業所名について、表札等で確認します。確認できない場合には、直接お尋ねすることもあります。

共同住宅

マンション・アパート等のオーナー及び建物所有者について、直接お尋ねすることもあります。

### (2) 建物・道路の調査

建物に住居番号を付け、市で管理する住居表示台帳を整備するために、次のような調査を行います。

建物の位置、形状

建物の主要な出入り口と道路との位置関係



## 4 調査員

大和市が委託したスリーエム技研(株)の調査員が、皆様方のお宅に、お伺いしましたら、ご協力をお願いします。

調査員は、調査時には「調査員証」を携帯しています。

## 住居表示は次のように行なわれます。

《町（丁目）をいくつかの街区に分ける》

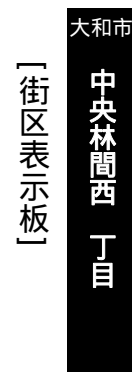
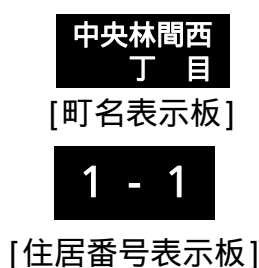
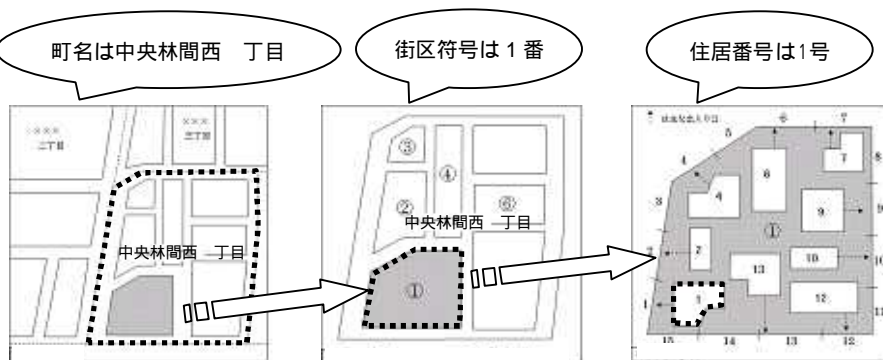
町（丁目）の中を道路などで、いくつかの街区（番）に分けて順序よく番号を付けます。

《住居番号を付ける》

原則として、街区の周囲を一定の間隔で区切り、順番に基礎番号を付けます。

住居番号（号）は、建物の出入り口がどの基礎番号のところにあるかによって決まります。

実施に合わせて、玄関や門柱などの見やすいところに、「町名表示板」と「住居番号表示板」を取付けていただきます。また、街区の周囲の電柱等には「街区表示板」を取付けます。



## 新しい住所は次のようになります。

【実施前】大和市 下鶴間 番地

【実施後】大和市 ちゅうおうりんかんにし 中央林間西 ちょうめ 丁目 番 号  
新しい町名 街区符号 住居番号

## 住所変更の手続き等について

(1) 市等の官公署が変更手続きをするもの

住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票（印鑑証明書）、外国人登録原票、国民年金被保険者名簿などの住所、戸籍簿の本籍地、土地・建物登記簿の表題部の所在欄など

(2) 個人の方が行っていただく主な手続き

自動車運転免許証の住所変更

勤務先、取引銀行、生命保険会社などの住所変更

土地・建物登記簿の所有者等の住所変更

(3) 法人とその役員の方が行っていただく主な手続き

法人の本店・支店の所在地の変更登記

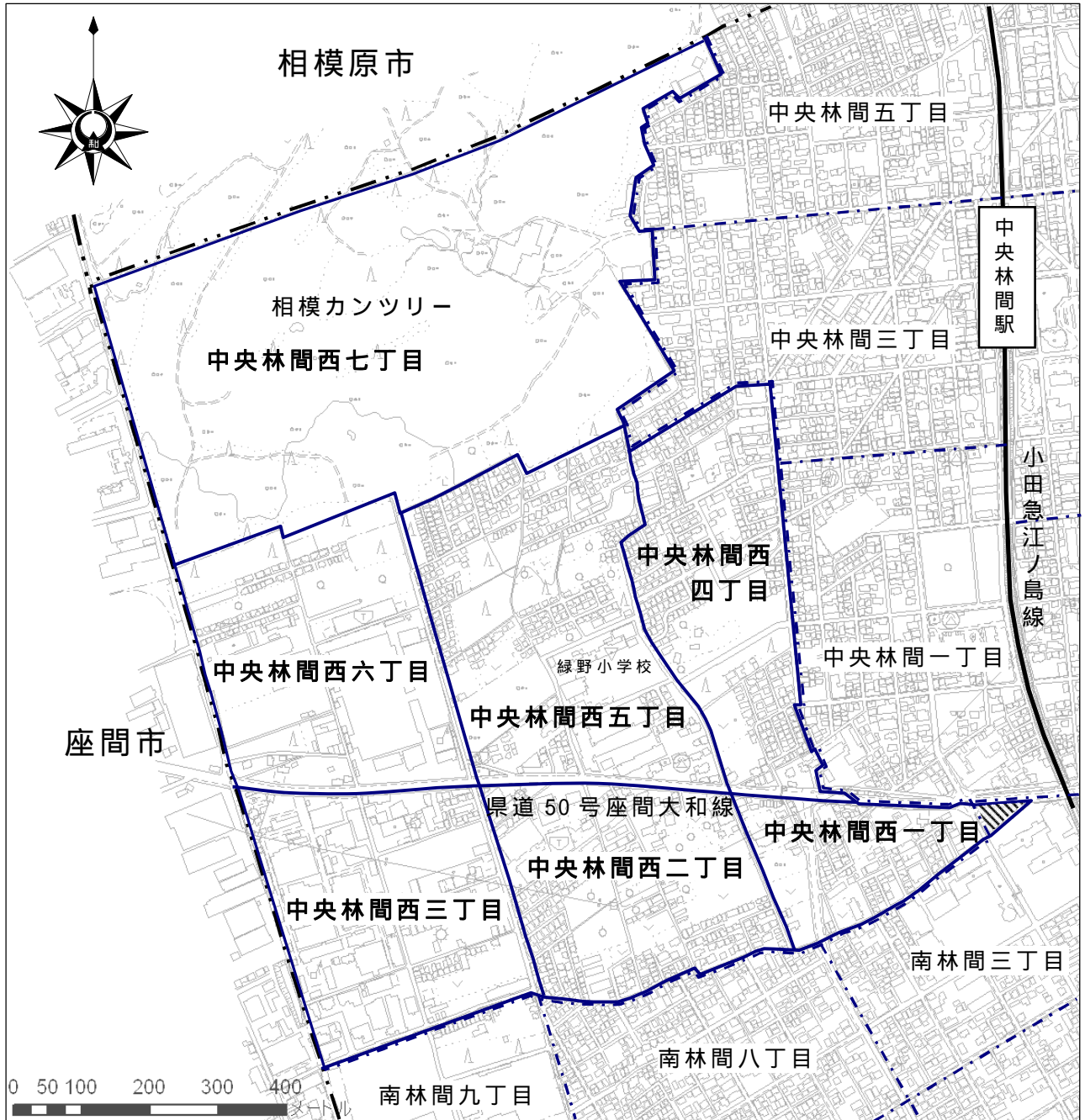
法人の役員の住所変更登記





## その他

会社などで使用されている新住所の封筒・ゴム印等については、会社などの負担で作製していただく必要があります。

# 区域図



凡 例	
	新しい町（丁目）の区域
	南林間三丁目（11番17号～19号）から中央林間西一丁目になる区域